

# 県域を越えた周産期搬送体制の構築に向けた神奈川県との試行の検証について

## 1 これまでの経緯

- (1) 平成 23 年 11 月 2 日 平成 23 年度第 1 回周産期医療協議会で了承
- (2) 平成 24 年 1 月 31 日 東京都と神奈川県の間で県域を越えた周産期搬送に係る試行を開始
- (3) 平成 24 年 6 月・7 月 平成 24 年度第 1 回周産期搬送部会、周産期医療協議会で経過報告
- (4) 平成 25 年 1 月 29 日 平成 24 年度第 2 回周産期医療協議会で経過報告
- (5) 平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年度第 1 回周産期搬送部会で試行継続につき協議
- (6) 平成 25 年 12 月 17 日 平成 25 年度第 1 回周産期医療協議会

## 2 試行の実施状況（平成 24 年 1 月 31 日から平成 25 年 8 月 31 日まで 19 か月間：計 24 件）

### (1) 取扱実績

- ① 試行期間の調整実績は神奈川県から東京都への搬送調整が 24 件  
 (内数) 依頼元病院独自で都内等に受入依頼し決定した事例：3 件  
 都内選定したが受入先がなく選定中止となった事例：2 件
- ② 戻り搬送の調整実績は 1 件（この他、病院間調整による戻り搬送が 3 件）

|      | 東京都 ⇒ 神奈川県 | 神奈川県 ⇒ 東京都<br>(戻り搬送は「東京⇒神奈川」) |
|------|------------|-------------------------------|
| 救急搬送 | 0 件        | 24 件                          |
| 戻り搬送 | 0 件        | 1 件                           |

### (2) 依頼元ブロック別件数（神奈川県）

- ・横浜からの依頼が 14 件と最も多く、次いで川崎からの依頼が 4 件

### (3) 受入ブロック別件数（東京都）

- ・区中央部及び区西南部での受入れが 6 件と最も多く、次いで区南部での受入れが 4 件

### (4) 母体妊娠週数

- ・22～23 週が 14 件、24～27 週が 9 件で、  
妊娠週数の早い妊婦の母体搬送依頼が全体の 96%

### (5) 転院搬送理由

- ・切迫早産及び前期破水が全体の約 7 割

### (6) 所要時間及び照会件数

- ・神奈川県コーディネーターが選定依頼を受けてから、  
県内で搬送先が見つからず、都コーディネーターへ  
依頼するまでの所要時間は、平均 1 時間 11 分
- ・神奈川県コーディネーターから都周産期搬送コーディネーターへの依頼から搬送先決定までの平均所要時間は 56 分で、照会回数は平均 3 件（表 1、表 2）
- ・神奈川県コーディネーターが選定依頼を受けてから、  
搬送先病院に到着するまで所要時間は、平均 3 時間 39 分

表 1 搬送先決定までの所要時間分布（東京都）

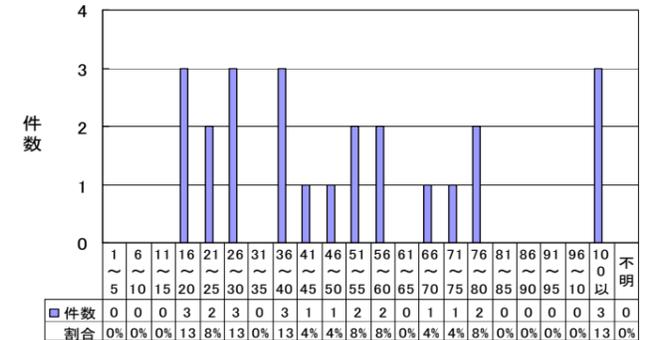
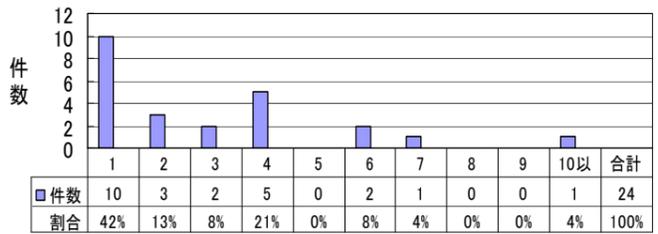


表 2 搬送先決定までの照会回数分布（東京都）



※割合は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

## 3 試行の検証及び継続について

- ① 神奈川県から東京都への搬送は月平均 1.3 件
- ② 東京都から神奈川県への戻り搬送が 1 件と少なく、戻り搬送の仕組みが利用されていない。
- ③ 東京都から神奈川県への搬送調整事例が 0 件で、調整方法の検証ができていない。

運用状況を踏まえ、  
実施方法を変更し、  
試行を継続実施

### 【今後のスケジュール】

| 平成 25 年 10 月～       | 平成 26 年 1 月～       | 平成 26 年 10 月～              | 平成 27 年 1 月～                   |
|---------------------|--------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 試行の検証<br>(実施方法の見直し) | 試行の継続<br>(実施方法の変更) | 試行 (変更後) の検証<br>(実施方法の見直し) | 本格実施の開始<br>(必要に応じて<br>実施方法の変更) |

### 【主な改善案】

- ① 搬送先選定時における詳細情報の照会先について、各基幹病院だけでなく、搬送元医療機関に直接照会することも可とする。
- ② 東京都への依頼後に、調整時間が 60 分を超えた場合又は全選定可能病院に依頼しても見つからない場合（※現行は 30 分を超えた場合）は、神奈川県に経過を報告し、調整中止又は選定継続の相談を行う。
- ③ 他都県へ選定依頼をする前に、患者へ都県外選定となること及び戻り搬送について事前説明を行う。
- ④ 戻り搬送について患者の理解を深めるため、本システムの趣旨、仕組みを案内するチラシを作成し、患者に渡す。
- ⑤ 本システムをわかりやすく示したリーフレットを作成し、医療機関に配布する。